

○富士吉田市スズメバチの巣駆除費補助金交付要綱

平成30年 3 月28日

訓令甲第23号

改正 令和 3 年12月20日訓令甲第67号

令和 4 年 3 月31日訓令甲第 4 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、スズメバチによる危害を防止し市民の安心・安全な生活環境の維持を図るため、スズメバチの活動巣を駆除する者に対し、予算の範囲内においてその費用の一部を補助するものとし、その交付に関して、富士吉田市補助金等交付規則(平成4年規則第3号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) スズメバチ ハチ目スズメバチ科に属する昆虫のうち、スズメバチ亜科に属するものをいう。
- (2) 駆除業者 害虫の駆除を業とするものであり、富士吉田市入札参加資格者名簿に登載されている者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次のいずれにも該当する者とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

- (1) 市内において、スズメバチが営巣する土地又は建物(これらのうち、国若しくは地方公共団体が所有するもの又は事業者が専らその事業の用に供するものを除く。)を所有し、使用し、又は管理する個人であること。
- (2) 市税等を滞納していない者

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、補助対象者が駆除業者に委託して行ったスズメバチの活動巣駆除とする。ただし、次のいずれかに該当するときは、補助金の対象としない。

- (1) 通常は人が立ち入ることがないと認められる場所に活動巣があるとき。
- (2) スズメバチの活動終期等の理由により危険性が低いと認められるとき。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象事業に係る経費の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、5,000円を上限とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、駆除をした日から起算して30日以内に、富士吉田市スズメバチの巣駆除費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、申請しなければならない。

- (1) 駆除に要した費用の領収証の写し
- (2) 駆除した場所を示す図面等
- (3) 撮影年月日を示した巣の駆除前と駆除後の状況写真（駆除前の写真撮影が困難な場合を除く。）
- (4) 完納証明書（市税納付済証明書）
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の交付申請は、同一年度内において、同一建物又は敷地内につき1回を限度とする。

(令3訓令甲67・一部改正)

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、富士吉田市スズメバチの巣駆除費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）に次に掲げる条件を付して、当該申請をした者に通知するものとする。

- (1) 補助事業の遂行に関する報告及び実地調査を求められた場合は、これに応じること。
- (2) 同一敷地内において、再度、営巣されないように適正な管理に努めること。

(令3訓令甲67・一部改正)

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第8条 市長は、前条の規定により交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が次のいずれかに該当したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができ

る。

(1) 偽りその他不正の手段により交付決定又は交付を受けたとき。

(2) 交付決定に付した条件を守らないとき。

2 前項の場合において、市長は、補助事業者が既に補助金の交付を受けているときは、その返還を求めることができる。

(令3訓令甲67・旧第9条繰上・一部改正)

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(令3訓令甲67・旧第10条繰上)

附 則

この訓令甲は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年訓令甲第67号)

(施行期日)

1 この訓令甲は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令甲の施行の前に改正前の富士吉田市スズメバチの巣駆除費補助金交付要綱の規定により交付決定のあった補助金については、なお従前の例による。

附 則 (令和4年訓令甲第4号)

この訓令甲は、令和4年4月1日から施行する。